

府 監 第 1 5 5 3 号
平成 1 8 年 9 月 2 2 日

(請 求 人) 様

大阪府監査委員	隅 田	康 男
同		東 武
同	谷	隆 史
同	井戸根	慧 典

住民監査請求について（通知）

平成 18 年 8 月 22 日付けであなたから提出のあった請求については、
下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

「堺市立の 3 つの中学校で、少人数教育を実施するための教員加配（臨時増員）制度によって、定員より多い教員を配置されながら、実際には少人数教育をしていないことが、6 月 21 日、新聞各紙で報道されている。

また、その後の報道では、大阪府が、府下市町村で、同制度を用いた同様の不正事例がないかどうかの調査を指示した旨、報道もされている。

新聞報道がなされた後の 2006 年 8 月 22 日、請求人は、大阪府教育委員会小中学校課教務グループ（A 主査）に架電にて問い合わせたが、

堺市教育長が大阪府教育委員会教育長（小中学校課長宛）に虚偽の報告をし、不正に職員加配の人件費を詐取した結果、損害額の相当額も含め、また、過去に遡って現在調査中であるが、これを含め、今後の行政の対応については、8月末をもって、報告される予定である。

同じく、同日、請求人は、教職員の人件費について、担当課である同小中学校教職員課人事グループ（B主事）に問い合わせをしたが、堺市の報告を待っているところであるが、真正な勤務の実態を示す記録がなく、調査が困難であるとのことであった。なお、人件費については、一般的には、教員一人あたりの給与総額は、900万円であるが、本件事案にかかわる損害額の計算は、まだ出来ていないが、国、大阪府がおおよそ折半をする計算となると考えられるとのことである。

しかし、報道が6月21日になされ、それより、2ヶ月を経過しており、堺市、大阪府よりの調査結果の報告を待っているのは、堺市教育長等から、監査請求の期間の徒過について、抗弁がされることが予想される。監査請求の期間の徒過については、これを制限する裁判例は多い（浦和地裁平成12年4月24日判決）。

既に新聞報道により判明している堺市立の3中学についての他、具体的な不正行為の態様が存在する蓋然性は高いと考えられるが、大阪府教育委員会の調査結果を待つほかない。

したがって、請求人は、前記3中学の事例をはじめ、大阪府監査委員に対し次の措置を求める。

- 1 堺市教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、大阪府から、加配教員の人件費を請求したことの違法確認（平成13年度から平成18年度）
- 2 堺市教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、大阪府から、加配教員の人件費を請求したことによる不当利得損害賠償請求（平成13年度から平成18年度）
- 3 堺市教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、大阪府から、加配教員の人件費を請求するという不法行為（詐欺）による損害賠償請求（平成13年度から平成18年度）
- 4 堺市市立中学校（若松台、浅香山、津久野）における虚偽報告による加配教員にかかわる人件費（平成16年度から平成17年度4,500万円（教員一人あたりの給与総額を900万円として）の府費負担額約2,250万円の不当利得、不法行為（詐欺）による損害賠償請求

- 5 府下市町村の教育長が、大阪府に対して、虚偽の報告等を行い、不正に加配教員の人件費を請求したことの有無、不正請求があった場合の違法確認（平成 13 年度から平成 18 年度）
- 6 府下市町村の教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、大阪府から、加配教員の人件費を請求した場合における不当利得損害賠償請求（平成 13 年度から平成 18 年度）
- 7 府下市町村の教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、大阪府から、加配教員の人件費を請求した場合における当該不法行為（詐欺）による損害賠償請求（平成 13 年度から平成 18 年度）
- 8 その他必要な措置

以上

請求事項 4 についてのその補足説明（2006 年 8 月 22 日 C 堺市教育教務担当課長による口頭説明による）

学校名	若松台中学	浅香山中学	津久野中学
虚偽報告の内容	平成 17 年度数学 (1 名)	平成 17 年度社会 (1 名)	平成 16 年度英語 (1 名) 平成 17 年度英語 (1 名) 平成 17 年度理科 (1 名)

」

第 2 地方自治法第 242 条第 1 項の要件に係る判断について

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置を取ることを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等が明確に摘示されており、かつその財務会計行為等がなぜ違法・不当であるのか、その理由あるいは事実を明確かつ客観的に示さな

ければならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 本件において、請求人は、堺市が大阪府に虚偽の報告をして不正に教員加配分の人件費を請求して詐取したと主張している。

しかし、大阪府においては、本件について現在調査中であり、請求人が主張するような虚偽の報告が存在するか否か、また仮に存在したとしても、それにより大阪府が損害を受けているかどうか、さらに損害が発生していると仮定しても、その支給額が不明である。

したがって、なぜ違法、不当であるのかという事実関係が明確かつ客観的に摘示されていない。

- 3 請求人が具体的に指摘している 5 名についても、大阪府が給与を支給したこと自体の効果は、それぞれの勤務実態などにより別途判断されるものであり、少なくとも現時点では違法・不当な公金の支出とは確定していない。

- 4 なお、教員加配分の人件費を、大阪府が堺市に支給する行為が違法、不当となるのは、堺市が大阪府に対して虚偽報告をしたことによると請求人は主張していると思われる。しかし大阪府は、府費負担教職員に対して直接給与を支給しており、堺市を通じて支給していない。したがって、大阪府が堺市から事実と異なる人件費の請求を受けて詐取をされることはないため、対象となる財務会計行為等が摘示されているとはいえない。

その報告は、大阪府が堺市教員へ給与を支給する行為とは別の行為であり、請求人の主張するような財務会計行為として、住民監査請求になじむものではない。

- 5 請求人が求める違法確認は、住民監査請求の対象である「財務会計行為の防止、是正、怠る事実を改めること」や、「財務会計行為や怠る事実によって大阪府がこうむった損害を補填するために必要な措置」には該当しない。

- 6 その他の市町村については、請求人の主張する堺市と同様な虚偽報告の有無自体明らかではなく、違法若しくは不当な公金の支出又は怠る事実の存在を具体的に摘示していない。

- 7 上記 2 で記載したとおり、本件については、大阪府において現在調査中であるが、仮に大阪府の調査において、請求人の主張するような堺市の虚偽報告が明らかになったとしても、その事後処理をどうするかについては大阪府が今後関係機関と協議して決定すべきものである。

堺市が大阪府に不法行為や不当利得をしたかどうかは通常その事後処理の中で確認すべきものであり、仮にそのような不法行為等があったとしても、それが確定した時点で大阪府はその損害賠償や不当利得の返還を請求することができるため、現時点では大阪府教育委員会に怠る事実は存在しない。

第3 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。